

(原文縦書き)

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則をここに公布する。

令和七年十二月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第十七号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和三年岐阜県公安委員会規則第十二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、他の法令に特段の定めがある場合を除くほか、公安委員会等の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に關し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公安委員会等 岐阜県公安委員会、岐阜県警察本部長及び警察署長をいう。
- 二 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- 三 電子署名 次に掲げるものをいう。
  - イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
  - ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- 四 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- 五 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法

律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。) 第三条第八号及び情報通信技術活用条例第二条第七号に規定する申請等をいう。

六 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術活用条例第二条第八号に規定する処分通知等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

(申請等の手続)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項及び情報通信技術活用条例第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて岐阜県公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

3 前項の規定により申請等を行う者は、岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

4 前二項の規定により申請等を行う者は、岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書

三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

5 公安委員会等は、第二項の規定により申請等を行う者が、第三項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができます。

6 法令の規定に基づき同一の内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第

二項及び第三項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

第四条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術活用条例第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第四項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が定める措置とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第五条 情報通信技術活用法第六条第六項及び情報通信技術活用条例第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が認める場合
  - 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が認める場合
  - 三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第三条第二項又は第三項の規定による入力が困難である場合
  - 四 前三号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
- 2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。

（処分通知等の手続）

第六条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信技術活用条例第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて岐阜県公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

- 2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、公安委員会等は、岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名

を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第七条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書及び情報通信技術活用条例第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長の定めるところにより行う届出（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第八条 情報通信技術活用法第七条第四項及び情報通信技術活用条例第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が定める措置とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第九条 情報通信技術活用法第七条第五項及び情報通信技術活用条例第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が認める場合

#### 附 則

- 1 この規則は、令和七年十二月十五日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第五条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。